

## 徳洲会健康保険組合の保険料率・支援金率について

平素は当保険組合の事業運営に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度の健康保険料率および介護保険料率、新たに令和8年4月分から適用となる子ども・子育て支援金率は下記のとおりとなります。

令和8年3月分（4月納付分）から適用			
			令和8年4月分（5月納付分）から適用
区 分	一 般 保 険 料 率 (調整保険料率を含む)	介 護 保 険 料 率 (40～64歳の被保険者は負担)	子 ども・子 育 て 支 援 金 率
事 業 主	48.0/1000	8.5/1000	1.15/1000
被 保 険 者	48.0/1000	8.5/1000	1.15/1000
計	96.0/1000	17.0/1000	2.30/1000

※産前産後休業中および育児休業期間中の保険料等については、事業主の申し出により被保険者負担分・事業主負担分ともに免除されます。